

平成20年4月 から

後期高齢者医療制度 が 始まります

この制度は、75歳以上の方全員が加入する保険制度で、国民健康保険(国保)、社会保険、組合保険、共済組合など、現在加入している医療保険から脱退して加入するものです。

高齢者の医療制度の比較

	平成20年3月31日まで	平成20年4月1日から
制 度	老人保健制度	後期高齢者医療制度
運 営	岩見沢市	北海道後期高齢者医療 広域連合
対 象 者	75歳以上の方と、65歳から74歳までの方で、一定程度の障害のある方	老人保健制度と同じ
資 格 の 得 取	誕生日の翌月1日から	誕生日から
病院などの医療機関にかかるとき		
提 示 するもの	加入している医療保険の被保険者証と老人保健受給者証	後期高齢者医療の被保険者証
負 担	医療機関での支払いは1割負担(ただし、現役並所得の方は3割負担)	老人保健制度と同じ
保 険 料		
支 払 先	国保など、加入している保険者に支払う	市町村を經由して、北海道後期高齢者医療広域連合に支払う
納付方法	納付書または口座振替による納付	原則、年金からの天引き(特別徴収)それ以外の方は、納付書または口座振替による納付(普通徴収)

現役並所得の方とは

各種控除後の課税所得が年額145万円以上であって、かつ年収が、2人以上の世帯では合計520万円以上、1人の場合は383万円以上ある方のこと。

暮らしていく中で、健康であることは一番ですが、突然のけがや病気は、避けられないものです。また、高齢になると体の機能が低下し、病気がちになるのもやむを得ないことです。そのため、高齢者の心身等を考えた、適切な医療の提供が求められる一方で、医療費は増え続けていることから、国民皆保険という制度を今後も続けながら、皆さんが安心して医療を受けられる制度・体制をつくって

いくことが必要となってきました。現在の後期高齢者の医療費は、老人保健制度によって賄われていますが、高齢者の医療費が増大する中、この制度は、保険料の決定者各医療保険者(と医療給付者市町村)が別々であることから、財政運営の責任が明確になっていない、現役世代と高齢者世代の負担が明確になっていないなどの問題点が指摘されています。

そこで、これらの問題点を解消するとともに、安定した持続可能な保険財政の運営を図るため、これまでの市町村単位から都道府県単位へと制度を広域化し、都道府県単位で新たに設立される広域連合が制度を運営することとしました。これが来年4月から始まる後期高齢者医療制度で、75歳以上の皆さんを対象とする独立した医療制度となります。

後期高齢者医療制度 **Q** & **A**

皆さんからお問い合わせいただいたものの一部を紹介します。

◎「後期高齢者」とは？

老年医学の高齢期の区分を基に、75歳以上になると、生理的機能の低下や日常生活動作能力の低下による症状が増加するとともに、生活習慣病を原因とする疾患を中心に、入院による受療が増加するなどの傾向があり、65歳以上74歳以下の方を前期高齢者、75歳以上の方を後期高齢者として区分しています。

◎保険料はなぜ年金から天引きになるの？

年金から天引きで保険料を徴収する仕組みを特別徴収と呼びます。この天引きによって、保険料の支払いのために、個人が窓口まで出向かずに済むといった利便性や、事務の簡素化といった利点があります。

◎保険料はいつ決まるの？

まず、制度の運営主体である北海道後期高齢者医療広域連合が保険料率を決定(11月下旬予定)します。保険料は、その決定した保険料率により、個人ごとに算定し、平成20年4月以降に通知します。なお保険料率は、決まり次第お知らせします。

◎現在、夫婦で国保に加入し、年金をもらっています。私は75歳ですが、妻は70歳です。保険はどうなりますか？

本人は75歳以上なので、国保を脱退して後期高齢者医療に加入することになり、保険料は年金から天引きとなります。
一方奥さんは70歳なので、75歳まで引き続き国保に加入することになり、奥さん1人分の保険料を国保に支払うこととなります。

◎現在77歳で、息子の社会保険の被扶養者になっています。保険料はどうなりますか？

社会保険等に加入している方の被扶養者の方も、平成20年4月からは、社会保険の被扶養者を外れ、後期高齢者医療に加入し、新たに保険料を納付することとなっています。
なお現在、保険料の徴収開始時期が検討されています。

後期高齢者医療制度

地域説明会のお知らせ

平成20年4月から始まる、後期高齢者医療制度に関する地域説明会を行います。

町会などへの加入・未加入を問わず、都合のいい日程・会場で説明が受けられますので、気軽にご参加ください。

開催日時		会場
11月26日(月)	午前10時～	北ふれあいセンター(北3西11)
	午後2時～	日の出コミュニティセンター(日の出3)
11月27日(火)	午前10時～	南コミュニティセンター(南町80)
	午後2時～	幌向ほっとかん(幌向南1-1)
11月28日(水)	午前10時～	コミュニティプラザ(有明町南1)
	午後2時～	栗沢福祉会館(栗沢町北本町168)
11月29日(木)	午前10時～	広域総合福祉センター(11西3)
	午後2時～	北村農村環境改善センター(北村赤川595)

問合せ先 市高齢・介護室 医療給付係